

「札幌市猫15匹閉じ込め放置虐待事件」について 厳正かつ適切な処分を求める嘆願書

札幌市の住宅で約十数匹の猫を劣悪な環境で飼育した虐待の疑いで、平成30年3月1日に動物愛護法違反の疑いで書類送検された件に関しまして、厳正かつ適切にご判断をいただきたく嘆願いたします。

書類送検された夫婦は、平成29年6月から10月にかけて飼い猫15匹を、餌や水を与えず糞尿を放置した状態で施設し、自宅に閉じ込め虐待しました。地元の動物ボランティアや愛護団体、警察、動物管理センターによる、給餌や飼養環境の改善、不妊・去勢手術の必要性についての説得にも「どうせ死ぬから」「あのような栄養状態では、妊娠も出産もできないから」と応じませんでした。

室内に取り残された猫は、十分な給餌をされてない状況で数か月放置されていたため、腰骨が浮き出て目が潰れ、現場からは死体も出ました。報道では「去勢手術をするお金がなかった」とのことですが、本件は、未手術で繁殖させた上に、給餌も糞尿の始末もせず、死ぬことを想定しながら密室に意図的に閉じ込めた悪質極まりない虐待事件です。また糞尿の始末をしなかったことで、悪臭による周辺地域の衛生環境も損なわれました。

動物虐待は、人目につかない所や密室で行われると容易に発覚しません。また動物が被害を申告できないので認知が非常に困難です。そのため犯人を増長させ、動物虐待が繰り返される傾向にあります。動物虐待事件の適正な処分は今後繰り返される虐待行為の抑止にもなり、国民生活の安全にとって重要課題と言えます。

動物愛護管理法では、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

「お金がなかったから」など仕方なかったことを理由に、動物愛護法から逃れられるというような前例がないよう、本件の重大な悪影響を十分御斟酌いただき、周辺住民の平和な市民生活の維持、夫婦の再犯防止、同様の事件の追従抑止のために、厳正かつ適切な処分をお願い申し上げます。

氏名	住所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県